兼松 秀代 様

岐阜市長 細江 茂



異議申立てに対する決定について (通知)

平成18年3月27日付けで提起された公文書の一部公開決定に係る異議申立てについては、別紙のとおり決定します。

なお、非公開決定を取り消した公文書(部分公開決定を一部取り消した部分の公文書)については、下記のとおり公開することとしたので通知します。

記

- 1 公開する公文書名 石原産業のフェルシルトに関し保持するものすべてのうち別紙に記載の文書
- 2 担当室環境事業部産業廃棄物指導室(連絡電話 058-265-4141 内線6273)

決 定 書

	住所	-
不服申立人		 _

上記不服申立人から平成18年3月27日付けで提起された岐阜市情報公開条例 (昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定によ る公開決定(以下「本件公開決定」という。)に係る不服申立て(以下「本件不 服申立て」という。) については、次のとおり決定する。

文 主

本件公開決定のうち石原産業株式会社四日市工場元副工場長(以下「元副工 場長」という。)の氏名、開発行為計画書中の開発場所の住所及びフェロシルト 撤去計画に携わる業者の情報 (社員名を除く。)を非公開した決定は、これを取 り消す。

本件異議申立てのその余の部分は、これを棄却する。

定 決

第1 事実

- 不服申立人は、平成18年1月13日、条例第5条の規定により、岐阜市長(以 下「実施機関」という。) に対し、石原産業のフェロシルトに関し保持する ものとして以下の公文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
 - (1) フェロシルト搬入時期とその後の経過のわかるもの
 - (2) 撤去計画書
 - (3) 弁明書
- 2 実施機関は、平成18年1月26日付け環指第212号により本件請求に対応す る公文書(以下、「本件公文書」という。)を特定し、同文書中の個人名等に ついては条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報で特定の個人 が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認 められるもの及び同項第3号に規定する法人に関する情報で、公開すること により当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかである と認められるものに該当するとして、これを除く部分について一部公開す る決定(以下「本件公開決定」という。)を行った。
- 3 不服申立人は、平成18年3月27日、本件公開決定並びに決定通知書中の非

公開部分及び非公開の理由の記載内容が不十分であることを不服とし、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に不服申立てを行った。

- 4 なお、実施機関は、平成18年5月1日付け岐阜市環指第7号の陳述書において非公開部分及び非公開の理由を次のとおり示した。
 - (1) 非公開部分
 - ア フェロシルト撤去計画
 - ・「工事組織表」の法人情報
 - ・「岐阜市上西郷地区 平面図」及び「岐阜市上西郷地区 施行配置図」 における撤去場所周辺の道路
 - ・「緊急時の体制」の法人情報及び個人情報
 - ・「搬出経路図」における撤去場所一帯
 - ・撤去場所の詳細な住所
 - ・「フェロシルトの搬入経緯」及び「現在までの対応の経緯と今後のス ケジュール」における法人情報

イ 弁明書

- ・「弁明書」の石原産業の元副工場長の姓
- ・「共同研究申請書」の三重県職員及び石原産業社員の氏名
- ・「公開特許公報 (A)」の三重県職員及び石原産業社員の住所
- ・「建設追加工事実行申請書」の社員の印影及び法人名
- ・「開発行為計画書」の事業者、計画書作成者及び開発場所
- ・「陳述書」の石原産業の元副工場長の姓、個人の印影及び法人名
- ・「用途開発に関する契約書」の法人情報
- (2) 非公開理由
 - ア 個人の住所、氏名及び資産に関する情報は、特定の個人が識別され、 又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められる ものであるので条例第6条第1項第2号の規定に該当するため
 - イ 法人の取引先に係る情報は、法人に関する情報で、公開することにより当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものであるので条例第6条第1項第3号の規定に該当するため
- 5 さらに、実施機関は、平成18年7月5日付け環指第20号により平成18年1 月26日付け環指第212号により非公開部分としたもののうち次に掲げる部 分を公開する決定(以下「本件追加公開決定」という。)を行った。
 - (1) 追加して公開した部分
 - ア フェロシルト撤去計画
 - ・「岐阜市上西郷地区 平面図」及び「岐阜市上西郷地区 施行配置図」 における撤去場所周辺の道路
 - ・「搬出経路図」における撤去場所一帯
 - ・撤去場所の詳細な住所

イ 弁明書

- ・「共同研究申請書」の三重県職員の氏名
- ・「公開特許公報 (A)」の三重県職員及び石原産業社員の住所
- ・「開発行為計画書」の開発場所の市

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成18年1月26日付け岐阜市環指第212号で実施機関が行った一部非公開 処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 不服申立人は、次に掲げる理由により元副工場長の氏名は公開される べきであると主張する。
 - ア 元副工場長は、当時常務執行役員の職にあり、常務執行役員の氏名 等は法人の登記事項証明書により何人たりとも知り得る。

したがって、元副工場長の氏名は、法令若しくは条例の規定により 又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報で あり、条例第6条第1項第2号ただし書アの規定に該当する情報である。

イ 元副工場長の氏名は、新聞報道、テレビ報道及び石原産業のホーム ベージで公表されている。また、岐阜県フェロシルト問題検討委員会 で傍聴者に配布された資料にも元副工場長の氏名が記載されている。

以上の事実からすれば、元副工場長の氏名は、周知の事実であり、 条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する情報である。

- ウ 市長は、市民の生活・環境を保全する必要性があることから石原産業に対してフェロシルト撤去命令を出しているのであるから、フェロシルトに係る情報は、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報であり、条例第6条第1項第2号ただし書イに該当する情報である。
- (2) 不服申立人は、開発行為計画書中の開発場所について、次に掲げる理由により、条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する情報であるから、地番まで公開されるべきであると主張する。
 - ア 三重県は、埋設場所の地図を県民に配布している。
 - イ 弁明書に埋設場所の証拠として添付されているのだから、本当に埋 設場所とは分からないとする実施機関の主張は意味がない。
 - ウ 開発許可がなされれば、看板が立てられるし、看板には番地まで記載される。
- (3) 不服申立人は、フェロシルト開発受託会社、フェロシルト生産に係る 材料受注業者、フェロシルト撤去計画に携わる業者、開発行為計画書中 の開発業者及びフェロシルト購入業者の名称について、次に掲げる理由 により、条例第6条第1項第3号本文に該当せず、公開されるべきであると

主張する。

- ア 当該事業者は、登記された法人であり、登記事項証明書は何人たりとも閲覧及び交付を受けることができるものであるので、市が情報公開の手引において、「事業上正当な利益を著しく害することが明らかである」情報に該当しないとして例示列挙している「何人でも法令等の規定により閲覧することができるとされている情報」であるから、条例第6条第1項第3号に該当しない。
- イ 市は入札価格調書を公表しているので、法人情報について公開して おり、本件についても同様の取扱いをするべきである。
- ウ フェロシルト購入業者については、いずれもフェロシルトが産業廃棄物であることを知らずに埋設したものであり、当該業者名等が公開されたとしても当該業者の社会的信頼等が失墜するとは考えられないので、事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると言えない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- 1 実施機関は、元副工場長の氏名について、次に掲げる事項を根拠として、 条例第6条第1項第2号本文に該当するとして、非公開の正当性を主張する。
 - (1) 元副工場長の氏名は、個人の勤務先の情報であり、及び会社が主張する不法行為の原因者であるとの情報とあいまって、条例第6条第1項第2 号本文に該当する。
 - (2) 当該情報は、マスコミの報道によると、石原産業は、この元副工場長が独断でフェロシルトの不正処理をしたと主張しているが、元副工場長は否認している状況であり、市としては、その真偽を把握できない段階においては、条例第6条第1項第2号ただし書アの「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とすることはできない。
 - (3) また、副工場長の氏名のみの情報が、条例第6条第1項第2号ただし書 イの「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開する ことが必要であると認められる情報」に該当すると認めることはできない。
- 2 実施機関は、開発行為計画書中の開発場所について、次に掲げる事項を 根拠として非公開の正当性を主張する。
 - (1) 開発場所はその所有者が個人の場合は、個人の資産に関する情報であ り、条例第6条第1項第2号に規定する情報である。
 - (2) 三重県のホームページ上において公開されていることをもって条例 第6条第1項第2号ただし書アに該当する情報とは言えない。
- 3 実施機関は、フェロシルト開発受託会社、フェロシルト生産に係る材料 受注業者、フェロシルト撤去計画に携わる業者、開発行為計画書中の開発

業者及びフェロシルト購入業者 (フェロシルト搬入経緯等) について、次に掲げる事項を根拠として、非公開の正当性を主張する。

- (1) 企業の取引先は、その経営において重要なものであり、また、当該企業の信頼度を測るバロメータでもあるので、企業によってはその信用を得るため取引先を明かさないものもあることから、営業活動上の秘密に関する情報に当たり、条例第6条第1項第3号本文に規定する情報に該当する。
- (2) 市は入札価格調書を公表しているが、これは入札の透明性を図るためになされているのであり、また、ここで知り得る情報は当該企業と市が取引関係にあるということのみであり、民民の取引先に係る情報の扱いとは別物である。

第4 決定の理由

平成18年4月7日、実施機関は、公開条例第11条の規定により、本件不服申立てに対する決定について、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。) に諮問した。

平成19年1月31日、審査会は、岐阜市行政第227号(以下「審査会答申」という。)をもって、本件不服申立ての対象となった本件公開決定及び本件追加公開決定については、本件公文書のうち元副工場長の氏名、開発行為計画書中の開発場所の住所及びフェロシルト撤去計画に携わる業者の情報(社員名を除く。)を非公開した処分は、取り消すべきであるとする旨を実施機関に答申した。

審査会答申をもって示された本件不服申立てに対する審査会の判断は、次のとおりである。

1 本件公文書の性質について

本件公文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び行政手続法に基づき石原産業株式会社から提出された文書で、実施機関がその文書に基づいて指導、措置命令等を行うから、実施機関が組織的に保有するものであり、条例第2条第1号の公文書に該当する。

- 2 元副工場長の氏名について
 - (1) 条例第6条第1項第3号の該当性

元副工場長の氏名が条例第6条第1項第3号に規定する法人に関する情報(以下この号において「法人情報」という。)に該当するといえるためには、元副工場長が石原産業株式会社において、組織上重要な責任を負っていたことが必要であると考える。

そこで、どういう責任を有するかについて、本件処分時において公表 されている情報から検討するに、確実に組織上重要な責任を負っていた ことが明らかであるとまではいえない。

したがって、元副工場長の氏名は、法人情報に該当するとはいえない。

(2) 条例第6条第1項第2号の該当性

ア 条例第6条第1項第2号本文の該当性

元副工場長の氏名は、特定の個人が識別される情報であり、その情報と石原産業株式会社の社長等の陳述によるフェロシルト問題の責任はすべて元副工場長にあるかの情報が組み合わさっているので、条例第6条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものに該当する。

イ 条例第6条第1項第2号ただし書アの該当性

実施機関は、マスコミにより報道されている情報ではあるが、元副 工場長が独断でフェロシルトの不正処理をしたとの情報は、元副工場 長が否認し、捜査過程にあったもので何が真実であるかは不明である ので、市としてその真偽を把握できない段階においては公開すべきで なく、岐阜県が会議資料等を通じて氏名を公表していること等をもっ て、不特定多数の者が知り得ることとなるとは言えないと主張する。

しかし、実施機関は、裁判所と違い真実を見い出す機能を持たないのであるから、マスコミにより広く報道されている情報であって、岐阜県が公開の会議で実名が記載された資料を配布したことがマスコミを通じて不特定多数の者に公表したことと同様に評価できる状況にあっては、実施機関が真実か否かを確認できるまで情報を公開しないとすることは、妥当でない。

ゆえに、真偽が不明であっても、県が公表し、マスコミが報道している情報は、慣行として公にされる情報として取り扱うべきであり、 元副工場長の氏名は、条例第6条第1項第2号ただし書アに該当する。

- 3 開発行為計画書中の開発場所(以下「開発場所」という。)についてこの開発場所の所有者が個人(事業を営む個人の当該事業に関する情報に関連する場合を除く。以下同じ。)又は法人(事業を営む個人の当該事業に関する情報に関連する場合を含む。以下同じ。)のいずれかであるかは、当該開発行為計画書からは明らかでないため、それぞれの場合について検討する。
 - (1) 開発場所の所有者が個人である場合
 - ア 条例第6条第1項第2号本文の該当性

開発場所は、個人の財産の状況に関する情報であり、通常他人に知られたくない情報であり、特定の個人が識別され得る情報である。

したがって、条例第6条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報 といえる。

イ 条例第6条第1項第2号ただし書イの該当性

実施機関は、開発場所がフェロシルトの埋設場所であると確認はできないと主張する。

しかし、フェロシルトは、人の生命、健康、生活、財産又は環境に 重大な影響を及ぼす性質を有するものである。そして、フェロシルト は、土地を造成するための埋設材として使用されるものであり、石原産業株式会社の弁明書に添付された土地の造成の開発行為計画書であることから、開発場所の造成材としてフェロシルトが予定され、当該計画に従い開発されたものと考えられる。

したがって、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため _ に開発場所を公開することが必要であると認められる。

以上により開発場所は、条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する 情報に該当する。

- (2) 開発場所の所有者が法人である場合
 - ア 条例第6条第1項第3号本文の該当性

開発行為の計画は、事業者にとっては事業展開についての計画であ り、その計画段階においては、法人に関する情報で、公開することに より当該法人の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであ ると認められるものに該当する。

したがって、条例第6条第1項第3号本文に該当するといえる。

イ 条例第6条第1項第3号ただし書アの該当性

実施機関は、開発場所がフェロシルトの埋設場所であると確認はできないと主張する。

しかし、フェロシルトは、個人の生命、健康、生活、財産又は環境に重大な影響を及ぼす性質を有するものである。そして、フェロシルトは、土地を造成するための埋設材として使用されるものであり、石原産業株式会社の弁明書に添付された土地の造成の開発行為計画書であることから、開発場所の造成材としてフェロシルトが予定され、当該計画に従い開発されたものと考えられる。

したがって、個人の生命、健康、生活、財産又は環境を、当該法人の行為(フェロシルトにより造成した土地を所有することをいう。) によって生ずる危害から保護するために、開発場所を公開することが必要であると認められる。

以上により開発場所は、条例第6条第1項第3号ただし書アに規定する 情報に該当する。

- (3) 以上から、開発場所の所有者が個人又は法人であるかを問わず、条例 に規定する非公開事由に該当しない。
- 4 フェロシルト開発受託会社、フェロシルト生産に係る材料受注業者、フェロシルト撤去計画に携わる業者、開発行為計画書中の開発業者及びフェロシルト購入業者(以下「事業者」という。)の名称について
 - (1) 条例第6条第1項第3号本文の該当性

思うに事業者がいかなる企業と取引をするかはその事業者の自由であるとともに、どこと取引をしているかは、企業努力の結果ともいえるから、原則として条例第6条第1項第3号に規定する非公開となる法人情報に該当する。

この点につき、不服申立人は、事業者は登記された法人であり、登記事項証明書は何人たりとも閲覧及び交付を受けることができること及び市は入札価格調書を公表していることを主張して、同号に該当しない旨を主張する。

しかし、その登記事項証明書には商号、本店所在地、会社の目的、取 締役の氏名等が記載されているが、取引先及び請負契約の内容が明らか になるわけではない。また、入札価格調書の公表は、入札の透明性を確 保するためであり、入札価格調書と本件公文書とは性質を異にする。

(2) 条例第6条第1項第3号ただし書ア及びイの該当性

確かにフェロシルトは、人体に影響を及ぼす有害物質といえる。

しかし、フェロシルトが埋設された場所の公開の場合と異なり、事業者の名称を公開することが、当該事業者の行為によって個人の生命等に生じる危害から保護することに資するとは一般にいえない。

また、事業者のフェロシルト埋設にかかわる行為態様は千差万別であり、事業者が違法又は不法な行為を行っている事実まで認定できない。

ただし、フェロシルト撤去計画に携わる業者については、フェロシルト撤去計画が埋設された有害物質であるフェロシルトを撤去する計画であることから、埋設されたフェロシルトがどの業者がかかわって撤去されるかを明らかにすることは、一面でフェロシルトの適正な処理を担保することにつながり、個人の生命、健康、生活、財産又は環境を当該業者の行為によって生じる危害から保護することに資すると考えられる。

したがって、フェロシルト撤去計画に携わる業者については同号ただし書アに該当し、その他の業者については同号ただし書ア及びイに該当しないと考える。

(3) 以上により、フェロシルト撤去計画に携わる業者の名称等の情報(社員名を除く。)については条例第6条第1項第3号ただし書アに該当し、その他の業者の名称等の情報については同号本文に該当する。

5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

よって、審査会の答申を尊重して主文のとおり決定する。

平成19年 4月 9日

岐阜市長 細江 茂光

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)、

この決定の取消しの訴えを提起することができます。